

電波防護指針等への対応

電波防護指針と省令

電波防護指針を踏まえて以下の省令が規定されている。

【電波法施行規則第二十一条の三】

(電波の強度に対する安全施設)

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が別表第二号の三の二に定める値を超える場所(略)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。(以下、略。)

(別紙を参照)



- 気象レーダー作業班 X帯サブ・ワーキング・グループ(XSWG)においては、実用局としての気象レーダーの諸元が明確になった段階で、それが電波防護指針等と整合できるかを確認する。
- 今後、XSWGの検討を踏まえて所要の手続き等を経た後には、実用局としての諸元が制度化されることになる。それに基づいて個別に置局をしようとする場合には、当然ながら電波防護指針等を満たすかを確認することになる。

電波法施行規則

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。)が別表第二号の三の二に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- 一 平均電力が二〇ミリワット以下の無線局の無線設備
 - 二 移動する無線局の無線設備
 - 三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- 2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表(第21条の3関係)

第1

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	電力束密度の実効値 (mW/cm ²)
100kHzを超え3MHz以下	275	$2.18f^{-1}$	/
3MHzを超え30MHz以下	$824f^{-1}$	$2.18f^{-1}$	
30MHzを超え300MHz以下	27.5	0.0728	0.2
300MHzを超え1.5GHz以下	$1.585f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	$f/1500$
1.5GHzを超え300GHz以下	61.4	0.163	1

注

- 1 fは、MHzを単位とする周波数とする。
- 2 電界強度、磁界強度及び電力束密度は、それらの6分間における平均値とする。
- 3 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

- 4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

第2

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	磁束密度の実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10^{-5}

注

- 1 電界強度、磁界強度及び磁束密度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。
- 2 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 3 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度、磁界強度及び磁束密度については表中の値に対する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ1を超えてはならない。